

ＵＩＪターン就職移住支援事業における移住支援金交付要綱

（趣旨）

第１条 札幌市は、「北海道人口ビジョン・北海道創生総合戦略」及び「さっぽろ未来創生プラン」に基づき、札幌市内への移住・定住の促進及び中小企業等における人手不足の解消に資するため、北海道と共同して行うＵＩＪターン就職移住支援事業において、東京圏（埼玉県、千葉県、東京都及び神奈川県をいう。以下同じ。）から札幌市に移住した者が、移住支援金の支給要件を満たした場合に、予算の範囲内において移住支援金を交付することとする。当該移住支援金の交付については、北海道ＵＩＪターン新規就業支援事業実施要領（以下「道実施要領」という。）、札幌市補助金等の事務取扱に関する規程（昭和 36 年訓令第 24 号）及び法令等の定めるところによるほか、この要綱に定めるところによるものとする。

（交付金額）

第２条 移住支援金の金額は、次のとおり支給する。

(1) 単身の申請

60 万円とする。

(2) 世帯の申請

100 万円とし、18 歳未満の世帯員を帯同して移住する場合は、18 歳未満の者一人につき 30 万円を加算する。なお、年齢は本申請日が属する年度の 4 月 1 日時点で判断する。

（対象者要件）

第３条 次の第 1 号の要件を満たし、かつ第 2 号から第 4 号までのいずれかの要件に該当し、世帯の申請をする場合にあっては第 5 号の要件を満たす申請者を対象とする。

(1) 移住等に関する要件

次に掲げるア、イ及びウに該当すること。

ア 移住元に関する要件

次に掲げる事項の全てに該当すること。

- (ア) 住民票を移す直前の 10 年間のうち、通算 5 年以上、東京 23 区内に在住又は東京圏（埼玉県、千葉県、東京都及び神奈川県をいう。以下同じ。）のうちの条件不利地域（過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法（令和 3 年法律第 19 号）、山村振興法（昭和 40 年法律第 64 号）、離島振興法（昭和 28 年法律第 72 号）、半島振興法（昭和 60 年法律第 63 号）又は小笠原諸島振興開発特別措置法（昭和 44 年法律第 79 号）の指定区域を含む市町村（政

令指定都市を除く。)をいう。以下同じ。)以外の地域に在住し、東京 23 区内への通勤(雇用者としての通勤の場合にあっては、雇用保険の被保険者としての通勤に限る。以下同じ。)をしていたこと。

ただし、東京圏のうちの条件不利地域以外の地域に在住しつつ、東京 23 区内の大学等へ通学し、東京 23 区内の企業等へ就職した者については、通学期間も本事業の移住元としての対象期間とすることができる。

- (イ) 住民票を移す直前に、連続して 1 年以上、東京 23 区内に在住又は東京圏のうちの条件不利地域以外の地域に在住し、東京 23 区内に通勤していたこと(ただし、東京 23 区内への通勤の期間については、住民票を移す 3 か月前までを当該 1 年の起算点とすることができる。)

イ 移住先に関する要件

次に掲げる事項の全てに該当すること。

- (ア) 平成 31 年(2019 年)4 月 1 日以降に、札幌市に転入したこと。
- (イ) 移住支援金の申請時において、転入後 1 年以内であること。
- (ロ) 札幌市に、移住支援金の申請日から 5 年以上、継続して居住する意思を有していること。

ウ その他の要件

次に掲げる事項の全てに該当すること。

- (ア) 暴力団等の反社会的勢力又は反社会的勢力と関係を有する者でないこと。
- (イ) 日本人である、又は外国人であって、永住者、日本人の配偶者等、永住者の配偶者等、定住者、特別永住者のいずれかの在留資格を有すること。
- (ロ) その他北海道又は札幌市が移住支援金の対象として不適当と認めた者でないこと。

(2) 就業に関する要件

次に掲げるア又はイに該当すること。

ア 一般の場合

次に掲げる事項の全てに該当すること。

- (ア) 勤務地が東京圏以外の地域又は東京圏内の条件不利地域に所在すること。
- (イ) 就業先について、北海道が移住支援金の対象としてマッチングサイトに掲載している求人であること。
- (ロ) 就業者にとって 3 親等以内の親族が代表者、取締役などの経営を担う職務を務めている法人への就業でないこと。
- (イ) 週 20 時間以上の無期雇用契約に基づいて就業し、申請時において在職していること。
- (ロ) 上記求人への応募日が、マッチングサイトに上記(イ)の求人が移住支援金の対象として掲載された日以降であること。
- (ロ) 当該法人に、移住支援金の申請日から 5 年以上、継続して勤務する意思を

有していること。

- (※) 転勤、出向、出張、研修等による勤務地の変更ではなく、新規の雇用であること。

イ 専門人材の場合

道府県が実施するプロフェッショナル人材事業又は金融機関等が実施する先導的人材マッチング事業を利用して就業した者は、次に掲げる事項の全てに該当すること。

- (7) 勤務地が東京圏以外の地域又は東京圏内の条件不利地域に所在すること。
- (8) 週 20 時間以上の無期雇用契約に基づいて就業し、申請時において在職していること。
- (9) 当該就業先において、移住支援金の申請日から 5 年以上、継続して勤務する意思を有していること。
- (10) 転勤、出向、出張、研修等による勤務地の変更ではなく、新規の雇用であること。
- (11) 目的達成後の解散を前提とした個別プロジェクトへの参加等、離職することが前提でないこと。

(3) 起業に関する要件

移住支援金の申請時において 1 年以内に、北海道が実施する地域課題解決型起業支援事業費補助金の交付決定を受けていること。

(4) テレワークに関する要件

次に掲げる事項の全てに該当すること。

ア 所属先企業等からの命令ではなく、自己の意思により移住した場合であって、移住先を生活の本拠とし、移住元での業務を引き続き行うこと。

イ 内閣府地方創生推進室が実施するデジタル田園都市国家構想交付金（デジタル実装タイプ（地方創生テレワーク型））又はその前歴事業を活用した取組の中で、所属先企業等から当該移住者に資金提供されていないこと。

(5) 世帯に関する要件（世帯向けの金額を申請する場合のみ）

次に掲げる事項の全てに該当すること。

ア 申請者を含む 2 人以上の世帯員が移住元において、同一世帯に属していたこと。

イ 申請者を含む 2 人以上の世帯員が移住支援金の申請時において、同一世帯に属していること。

ウ 申請者を含む 2 人以上の世帯員がいずれも、平成 31 年（2019 年）4 月 1 日以降に転入したこと。

エ 申請者を含む 2 人以上の世帯員がいずれも、移住支援金の申請時において転入後 1 年以内であること。

オ 申請者を含む 2 人以上の世帯員がいずれも、暴力団等の反社会的勢力又は反

社会的勢力と関係を有する者でないこと。

（交付の申請）

第4条 移住支援金の申請者は、移住支援金交付申請書（様式1）、移住支援金の交付申請に関する誓約事項（様式2）、個人情報取扱いに関する誓約書（様式3）、移住先、就業先の就業証明書（様式4-1又は4-2）及び本人確認書類に加え、第3条第1号の要件を満たし、かつ第3条第2号から第4号までのいずれかの要件に該当し、世帯の申請をする場合にあっては第3条第5号の要件を満たすことを証する書類を札幌市長に提出しなければならない。

（交付決定及び移住支援金額の確定通知）

第5条 札幌市長は、前条の申請があったときは、その内容を審査し、移住支援金を交付することが適当と認めるときは、速やかにＵＩＪターン就職移住支援事業に係る移住支援金の交付決定及び金額の確定通知書（様式5。以下「通知書」という。）により交付決定及び移住支援金額を確定し、当該申請者に通知する。審査の結果移住支援金の交付を不適当と認める場合又は予算上の理由等により当該年度における移住支援金の交付が不可である場合も、その旨同様に申請者に通知する。

（移住支援金の交付）

第6条 交付決定を行った申請者に対しては、申請から3か月以内に移住支援金の交付を行う。

（交付決定通知書の再交付）

第7条 申請者が補助金の交付決定を受けた後、紛失等の理由により通知書の再交付を必要とするときは、移住支援金交付決定通知書再交付願（様式6。以下「再交付願」という。）を札幌市長に提出しなければならない。

（再交付決定及び通知）

第8条 札幌市長は、前条に規定する再交付願を受理したときは、その内容を審査し、適当と認めたときは、速やかにＵＩＪターン就職移住支援事業に係る移住支援金の交付決定及び金額の確定通知書〔再交付〕（様式7）により、申請者に交付する。

（報告及び立入調査）

第9条 北海道及び札幌市は、北海道ＵＩＪターン新規就業支援事業及びＵＩＪターン就職移住支援事業が適切に実施されたかどうか等を確認するため、必要があると認めるときは、移住支援金の申請者及び支援対象企業に対して、本事業に関する報告及び立入調査を求めることができる。

(返還請求)

第 10 条 札幌市長は、移住支援金の交付を受けた者が次の各号に掲げる要件に該当する場合、移住支援金の全額又は半額の返還を請求する。ただし、雇用企業の倒産、災害、病気等のやむを得ない事情があるものとして北海道及び札幌市が認めた場合はこの限りではない。

(1) 全額の返還

ア 虚偽の申請をした場合

イ 前条に定める報告又は立入調査に応じない場合

ウ 移住支援金の申請日から 3 年未満に札幌市から転出した場合

エ 第 3 条第 2 号に係る就業において、移住支援金の申請日から 1 年以内に移住支援金の要件を満たす職を辞した場合

オ 第 3 条第 3 号に係る交付決定を取り消された場合

(2) 半額の返還

移住支援金の申請日から 3 年以上 5 年以内に札幌市から転出した場合

(雑則)

第 11 条 この要綱に定めるもののほか、移住支援金の交付に必要な事項は、北海道と札幌市が協議して定める。

附 則

この要綱は、平成 31 年（2019 年）4 月 1 日から施行する。

この要綱は、令和 2 年（2020 年）4 月 9 日から施行する。

この要綱は、令和 3 年（2021 年）4 月 1 日から施行する。

この要綱は、令和 4 年（2022 年）4 月 1 日から施行する。

この要綱は、令和 5 年（2023 年）4 月 1 日から施行する。

この要綱は、令和 6 年（2024 年）1 月 1 日から施行する。

この要綱は、令和 6 年（2024 年）4 月 1 日から施行する。

令和 6 年 1 月 1 日より前に札幌市に転入した者については、改正後の規定にかかわらず、なお従前の例による。